

うかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

2025年度版 法改正情報

(2025年8月4日増補掲載版)

うかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2025年度版のうかる！社労士テキスト&問題集及びトミーの社労士合格ゼミ(PDF)の編集後に発生した法改正に関する情報です。

注意 訂正箇所の情報につきましては、訂正情報ファイルに掲載してありますので、どうぞそちらをご覧ください。

注意2 この8月4日版で2か所(安衛法1か所、雇保法2か所)追加しました。追加した箇所は赤字で記載してあります。お手間をとらせてしまい申し訳ありません。どうぞご確認・ご訂正いただけますようお願いいたします。なお、他の箇所は変更していません(ページが移動したりはしていません)。

はじめに/表記について

この PDF ファイル中では、下記の表記を行っています。

【テ】： うかる！社労士 テキスト&問題集 2025 年度版 を表しています。

【ゼ】： トミーの社労士合格ゼミ(PDF) 2025 を表しています。

労働基準法

1. 一括届出の拡充

該当箇所 【テ】 P80、109、【ゼ】 Vol.1 P120、194

改正内容

就業規則等の一括届出の規定が拡充され、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から電子申請を行うことができるようになりました。

また、「確かめよう労働条件」を利用する場合は、本社と異なる内容の複数の事業場の届出について、一括届出ができることとなりました。

【今回の拡充の対象となる届出】

- ◆36 協定(一般条項、特別条項、新技術・新商品の研究開発業務)
- ◆就業規則
- ◆1年単位の変形労働時間制の協定

労働安全衛生法

1. 電子申請の推進

【改正の概要】

報告数の多い労働者死傷病報告等の報告について原則電子申請によることとするとともに、労働者死傷病報告における報告事項の整理等の所要の改正が行われました。

該当箇所 下記、改正内容に記載

改正内容

【テ】 P152（４）、P154（６）、P156（７）

【ゼ】 Vol.1 P231（４）、P234（６）、P238（７）

（若干の表記の違いがあります）

改正前	改正後
～、遅滞なく、報告書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければなりません。	～、遅滞なく、 <u>電子情報処理組織を使用して</u> 、所定の事項を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に <u>報告</u> しなければなりません。

※下記の箇所（産業医に係る届出の規定です）について、上記と同様の改正がありました。この箇所について、記載が漏れていました。

【テ】 P161 上から１行目～３行目

【ゼ】 Vol.1 P246 （８）選任期日・届出（則 13 条） / 届出

改正前	改正後
～、遅滞なく、報告書を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければなりません。	～、遅滞なく、 <u>電子情報処理組織を使用して</u> 、 <u>所定の事項を</u> 、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に <u>報告</u> しなければなりません。

【テ】 P189 (2) ①

【ゼ】 Vol.1 P306 (2) ①

改正前	改正後
～を行ったときは、定期健康診断結果報告書を、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。	～を行ったときは、遅滞なく、 <u>電子情報処理組織を使用して、</u> 所定の事項を所轄労働基準監督署長に <u>報告</u> しなければなりません。

【テ】 P189 (2) ②

【ゼ】 Vol.1 P306 (2) ②

改正前	改正後
～を行ったときは、遅滞なく、有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。	～を行ったときは、遅滞なく、 <u>電子情報処理組織を使用して、</u> 所定の事項を所轄労働基準監督署長に <u>報告</u> しなければなりません。

【テ】 P192 (5)

【ゼ】 Vol.1 P313 (5)

改正前	改正後
～、定期的に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません～	～、定期的に、 <u>電子情報処理組織を使用して、</u> 検査及び面接指導の結果等について、所定の事項を所轄労働基準監督署長に <u>報告</u> しなければなりません～

【テ】 P196 (2)

【ゼ】 Vol.1 P319 (2)

改正前	改正後
①原則 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。 ②例外 休業日数が4日未満の場合には四半期(1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月)ごとにまとめて、それぞれの四半期の最後の月の翌月末日までに提出することとされています。	①原則 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒(労働災害等)により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、<u>電子情報処理組織を使用して、所定の事項を所轄労働基準監督署長に報告</u>しなければなりません。 ②例外 休業日数が4日未満の場合には四半期(1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月)ごとにまとめて、それぞれの四半期の最後の月の翌月末日までに、<u>電子情報処理組織を使用して、報告</u>することとされています。

労働者災害補償保険法

1. 介護(補償)等給付の限度額

【改正の概要】

介護(補償)等給付の最高限度額及び最低保障額を見直しました。

該当箇所 【テ】 P244、【ゼ】 Vol.2 P100、101

改正内容

改正前	改正後
81,290 円	85,490 円
40,600 円	42,700 円

雇用保険法

1. 届出に関する改正

【改正の概要】

届出書の名称等が改正されました。

(1)届出の表の改正

該当箇所 【テ】 P320 の表 上から 3 段目と 5 段目

【ゼ】 Vol.2 P204 の表 上から 1 段目と 2 段目

改正内容

改正前

所定労働時間の短縮等をした一般被保険者が離職し、特定理由離職者又は特定受給資格者として受給資格の決定を受けることとなる時	雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(3参照)	事実のあった日の翌日から起算して10日以内
一般被保険者又は高年齢被保険者が介護休業又は育児休業(同一の子について2回以上の育児休業をした場合は、初回の育児休業)を開始するとき	雇用保険被保険者休業開始時賃金証明書	被保険者が、介護休業給付又は育児休業給付に係る支給申請書の提出をする日まで



改正後

所定労働時間の短縮等をした一般被保険者が離職し、特定理由離職者又は特定受給資格者として受給資格の決定を受けることとなる時	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(3参照)	事実のあった日の翌日から起算して10日以内
--	--	-----------------------

一般被保険者又は高年齢被保険者が介護休業、育児休業(同一の子について2回以上の育児休業をした場合は、初回の育児休業)又は育児時短就業(同一の子について2回以上の就業をした場合は、初回の就業)を開始するとき	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	被保険者が、それぞれの給付の支給申請書の提出をする日まで
--	---------------------------------------	------------------------------

(2)「3. 休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書」の改正

該当箇所 【テ】 P321 **3** 休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書
【ゼ】 Vol. 2 P207 3. 休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書

改正内容

届出書の名称等が改正されました(上記(1)参照)。項目名及び文中の下記の届出書の名称等を改正します。

該当箇所	改正前	改正後
項目名	休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書
文中	休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書	所定労働時間を短縮等をした一般被保険者が離職し、特定理由離職者又は特定受給資格者として受給資格の決定を受けることとなるときに係る休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書
	雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明票	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明票・所定労働時間短縮開始時賃金証明票

徴収法

1. 雇用保険率/失業等給付費等充当保険率

【改正の概要】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの失業等給付費等充当保険率が告示されました。弾力的調整により1000分の1下がりました。

該当箇所 【テ】P432、【ゼ】 Vol.3 P38

改正内容

失業等給付費等充当徴収保険率が、1000分の8、1000分の10という本来の率に対し、弾力的調整の規定が適用され、1000分の7、1000分の9とされました。
 ⇒ついては、全体の雇用保険率は、1000分の14.5、16.5、17.5となります。
 ⇒育児休業給付費充当徴収保険率は、引き続き1000分の4、二事業費充当徴収保険率は、従来通りの1,000分の3.5、1,000分の4.5とされています。

2. 延滞金の割合の特例

【改正の概要】

令和7年中に適用される延滞金の割合の特例が示されています。健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法などでも同様です。

該当箇所 【テ】P463 他、【ゼ】 Vol.3 P93 他

改正内容

令和7年における延滞税特例基準割合が1.4パーセントとされ、令和7年1月1日以降の延滞金の割合について、特例の規定が適用されることとなりました。

適用される特例の割合は下記のものになります。

延滞税特例基準割合に7.3%の割合を加算した率	8.7%
特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)	2.4%

※健康保険、厚生年金保険、国民年金でも同様です。

労働一般

1. 労働施策総合推進法

【改正の概要】

出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正されたことを受けて、外国人雇用状況の届出事項を見直しました。

該当箇所 【テ】該当なし、【ゼ】 Vol.3 P170

改正内容

外国人雇用状況の届出に係る事業主が確認・届出すべき事項について、その者が在留資格を有しない者であって、「入管法の規定による許可を受けて報酬を受ける活動を行うものである場合にあっては、これらの許可を受けている旨」を追加しました。

改正前	事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又は雇用する外国人が離職した場合には、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければなりません。
改正後	事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又は雇用する外国人が離職した場合には、その者の氏名、在留資格、在留期間（その者が在留資格を有しない者であって、許可を受けて報酬を受ける活動を行うものである場合にあっては、これらの許可を受けている旨）その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければなりません。

健康保険法

1. オンライン資格確認の開始に伴う改正

【改正の概要】

2024 年 12 月 2 日以降、原則として、従来の健康保険証（紙の被保険者証）は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）により、被保険者資格の確認をオンラインで行うしくみに移行しています。

一方で、マイナンバーカードを取得していない方や、まだマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方には、マイナンバーカードによらず保険資格が確認できるように、「資格確認書」の交付を受けることができます。

この改正を受けて、従来、「被保険者証の交付」として記載していた次の該当箇所の記載事項につき法改正があり、「資格確認書の交付等」に関する規定に変わっています。

該当箇所 下記、改正内容に記載

※ 側注: テキスト各ページ右側の小さい文字の箇所のことです。

改正内容

(1) 被保険者証の交付、被保険者証の返納 の規定を以下に差し替え

【テ】 P616、617 ⑤被保険者証の交付 及び ⑥被保険者証の返納

【ゼ】 Vol.4 P73～75 5 被保険者証の交付 及び 6 被保険者証の返納

（以下、表記がテキスト等と違っている点につきまして、どうぞご容赦ください）。

5 資格確認書の交付等（法 51 条の3、則 47 条他）

1 資格確認書の交付

被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、被保険者は、保険者に対し、被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報を記載した書面の交付又は電磁的方法による提供（資格確認書）を求めることができます。

POINT

- ◆保険者は、速やかに、書面交付又は電磁的方法による提供を行うこととされています。
- ◆被保険者又はその被扶養者は、資格証明書を提示することにより被保険者であることの確認を受けることができます。
- ◆資格確認書の有効期限は、**交付又は提供の日から起算して5年を超えない範囲内において保険者が定めます。**

2 資格確認書の送付

- ①保険者は、資格確認書を交付しようとするときは、原則として、事業主に送付しなければなりません。ただし、保険者が支障がないと認めるときは、（直接）資格確認書の申請者に送付することができます。
また、資格確認書を送付された事業主は、遅滞なく、申請者に送付しなければなりません。 **4択**
- ②保険者は、申請者が任意継続被保険者である場合は、資格確認書を任意継続被保険者に送付しなければなりません。

PLUS

所定の場合（特定疾病患者の認定に係る情報を資格確認書に記載した場合など）は、資格確認書の交付その他の手続きについて、事業主を経由せずに行います。

PLUS 【被保険者資格証明書】 ⇒【テ】では、P616 下から2つ目の側注

厚生労働大臣は、協会管掌健康保険の被保険者に対し、被保険者情報の登録又は資格確認書の交付、提供等が行われるまでの間に必要があると認めたときは、有効期限を定めて被保険者資格証明書を交付します。

6 資格確認書の返納(則 51 条)**1 当然被保険者**

資格確認書の交付を受けている被保険者は、下記の ① ～ ④（④ については、被保険者が共済組合の組合員の資格を取得したことにより、共済組合の特例の規定の適用を受けるに至ったとき）に該当したときは、**5 日以内**に、資格確認書を事業主に提出しなければなりません。また、事業主は、**遅滞なく**、

資格確認書を回収して、保険者に返納しなければなりません。 **4択**

- ① 被保険者の資格を喪失したとき
- ② 被保険者の保険者に変更があったとき
- ③ 被保険者の被扶養者が異動したとき
- ④ 共済組合の特例の規定の適用を受けるに至った場合の届出を行うとき

PLUS

全国健康保険協会に返納するときは、厚生労働大臣を経由して行います。

2 任意継続被保険者

資格確認書の交付を受けている任意継続被保険者は、次の ① ～ ④ に該当したときは、**5 日以内**に、被保険者証を保険者に返納しなければなりません。

22 選

- ① 任意継続被保険者の資格を喪失したとき
- ② 任意継続被保険者の保険者に変更があったとき
- ③ 任意継続被保険者の被扶養者が異動したとき
- ④ 共済組合の特例の規定の適用を受けるに至った場合の届出を行うとき

PLUS ⇒【テ】では、P616 一番下の側注

資格喪失の原因が死亡であるとき、又は資格確認書を提出すべき者が死亡したときは、埋葬料又は埋葬費の支給を受けるべき者が、その申請の際、資格確認書を保険者に返納しなければなりません。 **20 択**

PLUS ⇒【テ】では、P617 上から2つ目の側注

保険者等は、被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を事業主に通知し、通知を受けた事業主は、速やかに、被保険者又は被保険者であった者に通知しなければなりません。

PLUS

資格確認書の情報を訂正した場合における被保険者証の返付、被保険者証の再交付、被保険者証の検認又は更新等を行った場合における資格確認書の交付についても、事業主を経由して送付することが原則ですが、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができます。高齢受給者証の交付などについても同様です。

(2)療養の給付の受け方 の制度趣旨 の規定を差し替え

【テ】P624 ② 療養の給付の受け方 制度趣旨

【ゼ】Vol.4 P89 2 療養の給付の受け方 制度趣旨

改正前	オンライン資格確認（オンラインで行うマイナンバーカード等を利用した被保険者又は被扶養者の資格の確認方法：「電子資格確認」といいます）が導入されることになりました。給付を受ける場合は、オンライン資格確認又は従来通りの（被保険者証による）資格の確認を受けることとされています。
改正後	給付を受ける場合は、原則として、オンライン資格確認（オンラインで行うマイナンバーカード等を利用した被保険者又は被扶養者の資格の確認方法：「電子資格確認」といいます）により被保険者であることの確認を受けます。例外的に、資格確認書により確認を受けることとされています。

(3)療養の給付の受け方 の 高齢受給者証に係る記述を差し替え

【テ】P624 下から7行目 ② 療養の給付の受け方 本文 なお書き

【ゼ】Vol.4 P90 一番上の行

改正前	なお、従来通りの（被保険者証による）資格確認を行う場合は、70 歳以上（3 の②及び③の区分のもの）であれば、高齢受給者証もあわせて提示しなければなりません。
改正後	なお、70 歳以上の一部負担割合の区分（3 の②及び③の区分）が記載されていない資格確認書の交付又は提供を受けている場合は、高齢受給者証が交付されます。受診する場合は、高齢受給者証もあわせて提示しなければなりません。

2. 食事療養標準負担額等

【改正の概要】

令和7年4月1日より食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を引き上げました（一部の区分は据え置きました）。

該当箇所 【テ】 P626、628
 【ゼ】 Vol.4 P93、95

改正内容

(1) 食事療養標準負担額

区分		食事療養標準負担額
① 原則(②～④のいずれにも該当しない者)		1食につき 510 円
② ③、④のいずれにも該当しない小児慢性特定疾病 児童等又は指定難病患者		1食につき 300 円
③市町村民税非課税者等	入院日数 90 日以下	1食につき 240 円
	入院日数 90 日超	1食につき 190 円
④ 70 歳以上の低所得者		1食につき 110 円

(2) 生活療養標準負担額

区分	食費/ 1食につき	居住費
① 基準の入院生活療養を算定する 保険医療機関に入院している者	510 円	370 円 / 日
② ①の保険医療機関以外の保険 医療機関に入院している者	470 円	
③ 市町村民税非課税者等	240 円	
④ 70 歳以上の低所得者	140 円	

国民年金法

1. 実際の年金額等

該当箇所 【テ】 P707、708 【ゼ】 Vol.4 P186 ～ P188
改正内容

(1) 実際の改定率

令和7年度における国民年金法第27条に規定する改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者については1.062とし、同月2日以後に生まれた者については1.065とする。

年金額の改定は、毎年度、改定率を改定することにより行われます。

この改定率は、67歳以下の者(新規裁定者)については、原則として名目手取り賃金変動率を基準として改定し、68歳以上の者(既裁定者)については、物価変動率を基準として改定します。

ただし、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、いずれについても名目手取り賃金変動率を用いて改定することとされています。

令和7年度の改定率の改定の指標は、次のとおりです。

【令和7年度の改定率の改定の指標】

- ◆物価変動率: 2.7% (1.027)
- ◆名目手取り賃金変動率: 2.3% (1.023)
- ◆マクロ経済スライドによる調整率: ▲ 0.4% (0.996)
= 公的年金被保険者数の変動率 (▲ 0.1% [0.999])
+ 平均余命の伸び率 (▲ 0.3% [0.997])

上記のことから、既裁定者及び新規裁定者ともに名目賃金変動率が適用され、また、令和7年度のマクロ経済スライドによる調整 (▲ 0.4%) が行われます。

よって、改定率は、新規裁定者、既裁定者ともに $1.9\% (1.023 - 0.4\% = 1.019)$ となりました。

なお、令和7年度の引き上げ率は、新規裁定者、既裁定者ともに1.9%ですが、令和5年度の改定率が、令和5年度当時の既裁定者(昭和31年4月1日以前生まれ)と新規裁定者(昭和31年4月2日以後生まれ)で違っていたことが影響し、今年度においても、昭和31年4月1日以前生まれの方と昭和31年4月2日以後生まれの方で異なった改定率となっています。

【昭和 31 年4月1日以前生まれの者の改定率】

次の計算式により「1.062」とされました。

$$\text{令和6年度の改定率}(1.042) \times 1.019 \div 1.062$$

【昭和 31 年4月2日以後生まれの者の改定率】

次の計算式により「1.065」とされました。

$$\text{令和6年度の改定率}(1.045) \times 1.019 \div 1.065$$

(2)実際の年金額等

年金等の種類	法定額	令和7年度価額	
		S31.4.1 以前 生まれ	S31.4.2 以後 生まれ
老齢基礎年金(満額)	780,900 円 × 改定率	829,300 円	831,700 円
障害基礎年金1級	780,900 円 × 改定率 × 125/100	1,036,625 円	1,039,625 円
障害基礎年金2級	780,900 円 × 改定率	829,300 円	831,700 円
加算額/第1子・第2子	224,700 円 × 改定率	239,300 円	
加算額/ 第3子以降	74,900 円 × 改定率	79,800 円	
遺族基礎年金(基本額)	780,900 円 × 改定率	829,300 円	831,700 円
振替加算	「224,700 円×改定率」 に生年月日に応じた一 定率を乗じて得た額	238,600 円～ 16,033 円	

※振替加算を受ける者の生年月日が昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者と昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者では算定に用いる改定率が異なります。

厚生年金保険法

1. 従前額改定率

該当箇所 【テ】P868

改正内容

令和7年度の従前額改定率は、昭和 13 年4月1日以前に生まれた者については「1.063」、昭和 13 年4月2日以後に生まれた者については「1.061」とされています。

2. 再評価率の改定

該当箇所 【テ】P835 【ゼ】Vol.5 P13

改正内容

再評価率の改定は、改定率の改定と同様に、新規裁定者は名目手取り賃金変動率、既裁定者は物価変動率を基準とするのを原則とします。

ただし、物価変動率(2.7%)が名目手取り賃金変動率(2.3%)を上回る場合は、いずれの年金額の改定についても名目手取り賃金変動率を用いて改定します。

また、令和7年度においては、マクロ経済スライドによる調整(▲ 0.4%)が行われます。

これらのことにより、令和7年度の年金額改定は、昭和 31 年4月1日以前に生まれた者は 1.062、昭和 31 年4月2日以後に生まれた者は 1.065 により行われます。

3. 定額単価

該当箇所 【テ】P866 【ゼ】Vol.5 P74

改正内容

定額部分の計算に用いる定額単価は「1,628 円×改定率」とされていることから、令和7年度の定額単価は次の通りです。

昭和 31 年4月1日以前に生まれた者:1,628 円 × 1.062 ≒ 1,729 円

昭和 31 年4月2日以後に生まれた者:1,628 円 × 1.065 ≒ 1,734 円

4. 加給年金額等

該当箇所 【テ】P870 他 【ゼ】Vol.5 P81 他

改正内容

【加給年金額】

	法定額	令和7年度価額
配偶者	224,700 円 × 改定率	239,300 円
第1子・第2子	224,700 円 × 改定率	239,300 円
第3子以降	74,900 円 × 改定率	79,800 円

【特別加算額】

受給権者の生年月日	法定額	令和7年度価額
昭和9年4月2日 ～昭和15年4月1日	33,200 円×改定率	35,400 円
昭和15年4月2日 ～昭和16年4月1日	66,300 円×改定率	70,600 円
昭和16年4月2日 ～昭和17年4月1日	99,500 円×改定率	106,000 円
昭和17年4月2日 ～昭和18年4月1日	132,600 円×改定率	141,200 円
昭和18年4月2日～	165,800 円×改定率	176,600 円

【その他】

		令和7年度価額
障害厚生年金 の最低保障額	S 31. 4. 1以前生まれ	829,300 円× $\frac{3}{4}$ ≒ 622,000 円
	S 31. 4. 2以後生まれ	831,700 円× $\frac{3}{4}$ ≒ 623,800 円
障害手当金の 最低保障額	S 31. 4. 1以前生まれ	1,244,000 円
	S 31. 4. 2以後生まれ	1,247,600 円
中高齢寡婦加算額		831,700 円× $\frac{3}{4}$ ≒ 623,800 円

※中高齢寡婦加算は65歳未満の者に支給されるので、新規裁定者の遺族基礎年金の基本額の4分の3となります。経過的寡婦加算は昭和31年4月1日以前生まれの者が支給対象なので、昭和31年4月1日以前に生まれた者の額を用いて計算します。

5. 支給停止調整額

該当箇所 【テ】P874 他 【ゼ】Vol.5 P89 他
改正内容

令和7年度においては、令和6年度の50万円から、51万円に改定されています。

	令和6年	令和7年
支給停止調整額	50 万円	51 万円

社会一般

1. 確拠法/拠出限度額の改正

【改正の概要】

企業年金（企業型DC、DB等の他制度）に加入する者の拠出限度額について公平を図るため、拠出限度額の規定を見直しました。

企業型DCの拠出限度額は、月額 5.5 万円からDB等の他制度の掛金相当額（他制度掛金相当額）を控除した額とし、個人型DC（iDeCo）の拠出限度額は、月額 5.5 万円から事業主の拠出額（各月の企業型DCの事業主掛金とDB等の他制度掛金相当額とを合算した額）を控除した残余の範囲内（上限は月額 2.0 万円）としました。

(1) 企業型年金の拠出限度額

該当箇所 【テ】 P1000 【ゼ】 Vol.5 P263

改正内容

【改正前】

拠出限度額(月額)	他制度加入者以外	他制度加入者
企業型年金	55,000 円	27,500 円
個人型年金	20,000 円	12,000 円
合計での拠出限度額	55,000 円	27,500 円



【改正後】

	拠出限度額(月額)
企業型年金	55,000 円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額
個人型年金	55,000 円から企業型年金の掛金額とDB等の他制度掛金相当額を控除した額（上限額 20,000 円）
合計での拠出限度額	55,000 円からDB等の他制度掛金相当額を控除した額

(2) 個人型年金の拠出限度額

該当箇所 【テ】 P1002 【ゼ】 Vol.5 P267

改正内容

【改正前】

対象者		拠出限度額(月額)
①、④ の者		68,000 円(※)
② の者	(a) 下記の(b)～(d)以外	23,000 円
	(b) 他制度加入者以外で企業型年金に加入している者	55,000 円から企業型年金掛金を控除した額(上限額 20,000 円)
	(c) 他制度加入者で企業型年金に加入している者	27,500 円から企業型年金掛金を控除した額(上限額 12,000 円)
	(d) 他制度加入者で企業型年金に加入していない者	12,000 円
③ の者		23,000 円

※「68,000 円」は、付加保険料及び国民年金基金の掛金をあわせた限度額です。

- ① 国民年金の第1号被保険者〔所定の保険料の免除をされている者(保険料免除者)を除きます〕
- ② 国民年金の第2号被保険者〔企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他の定める者(企業型掛金拠出者等)を除きます〕
- ③ 国民年金の第3号被保険者
- ④ 国民年金の任意加入被保険者(日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって老齢給付等を受けることができるものを除きます)



【改正後】

対象者		拠出限度額(月額)
①、④ の者		68,000 円(※)
② の者	(a) 下記の(b)以外	23,000 円
	(b)企業型年金に加入している者、他制度加入者である者、第2号厚生年金被保険者であるもの、第3号厚生年金被保険者であるもの	55,000 円から企業型年金の掛金額とDB等の他制度掛金相当額を控除した額（上限額20,000 円）
③ の者		23,000 円

※「68,000 円」は、付加保険料及び国民年金基金の掛金をあわせた限度額です。

以下、白紙。 ファイルはここまでです。